

第二十三号議案

江戸川区児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区児童発達支援センター条例の一部を改正する条例
江戸川区児童発達支援センター条例（令和三年六月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表に次のように加える。

江戸川区小岩児童発達支援センター

江戸川区北小岩二丁目一四番一七号

第五条第一項中「規定する」を「掲げる」に改める。

第十条第一項中「又は」を「、又は」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、江戸川区規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第五条第一項及び第十条第一項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 江戸川区小岩児童発達支援センターの指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、江戸川区長が指定する者をいう。）の指定その他指定のために必要な準備及び利用手続その他利用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

（説明）

新たに江戸川区小岩児童発達支援センターを設置するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。